

IAEA安全原則(抄)

原則 1: 安全に対する責任

安全のための一義的な責任は、放射線リスクを生じる施設と活動に責任を負う個人または組織が負わなければならない。

原則 2: 政府の役割

独立した規制機関を含む安全のための効果的な法令上及び行政上の枠組みが定められ、維持されなければならない。

3.8. 適切に定められた法令上及び行政上の枠組みは、放射線リスクを生じる施設と活動の規制及び明確な責任の所在を規定するものである。政府は、自国の法体系の範囲内で国内の責任及び国際間の責務を効果的に果たすために必要と思われる法律、規則及びその他の基準と手段を採用すること並びに、独立した規制機関を設置することに対する責任を負う。

3.9. 政府機関は、緊急時活動を含む放射線リスクの低減活動計画の用意、環境への放射性物質放出のモニタリング、及び、放射性廃棄物処分のための取り決めがなされていることを、確実にしなければならない。政府機関はまた、自然線源、「身元不明線源」や過去の施設と活動から生じた放射性残渣のように、他の組織が責任を負わないような放射線の発生源に関する管理の規定を策定する必要がある。

3.10. 規制機関は、以下を満たさなければならない。

- － 自らの責任を完全に果たすために適切な法的権能、技術及び管理の能力、並びに人的、資金的資源を有すること。
- － 利害関係者から不当な圧力を受けないように、許認可取得者及びその他の全ての機関から実質的に独立であること。
- － 施設と活動の安全性(健康と環境の側面を含む)と規制手続きについて周囲の団体、公衆、利害関係者及び情報メディアに伝達する適切な手段を有すること。
- － 適宜、開放的で誰でも参加しやすいプロセスにより、周囲の団体、公衆及び他の利害関係者の意見を求めること。

このように、政府と規制機関は、放射線リスクから人と環境を防護するため、基準を定め、規制上の枠組みを定める重要な責任を持つ。しかしながら、安全に対する一義的な責任は、許認可取得者にある。

3.11. 許認可取得者が政府の一部門である場合、この部門は、政府の中で規制機能に対して責任を負う部門と異なっており、それらの部門から効果的に独立していると明確に特定されなければならない。

原則 3: 安全に対するリーダーシップとマネジメント

放射線リスクに関係する組織並びに放射線リスクを生じる施設と活動では、安全に対する効果的なリーダーシップとマネジメントが確立され、維持されなければならない。

原則 4: 施設と活動の正当化

放射線リスクを生じる施設と活動は、正味の便益をもたらすものでなければならない。

原則 5: 防護の最適化

合理的に達成できる最高レベルの安全を実現するよう防護を最適化しなければならない。

原則 6: 個人のリスクの制限

放射線リスクを制御するための対策は、いかなる個人も害の許容できないリスクを負わないことを保証しなければならない。

原則 7: 現在及び将来の世代の防護

現在及び将来の人と環境を放射線リスクから防護しなければならない。

原則 8: 事故の防止

原子力または放射線の事故を防止及び緩和するために実行可能な全ての努力を行わなければならない。

原則 9: 緊急時の準備と対応

原子力または放射線の異常事象に対する緊急時の準備と対応のための取り決めを行わなければならない。

3.34. 原子力または放射線の緊急時に対する準備と対応は、次の事項を主な目標とする。

- 原子力または放射線の緊急時に対する、現場及び必要に応じて地域、地方、国及び国際間のレベルでの効果的な対応を行うための取り決めが定められていることを確実にすること。
- 合理的に予測可能な異常事象に対して、放射線リスクが軽微なものとなることを確実にすること。
- 発生する何らかの異常事象に対して、人の生命、健康及び環境に対するいかなる影響も緩和するための実施可能な手段を講じること。

3.35. 許認可取得者、事業者、規制機関及び適切な政府の部門は、現場、地域、地方及び国のレベル、並びに諸国間で合意されているなら国際間のレベルで、原子力または放射線の緊急時に対する準備と対応の取り決めに、あらかじめ確立しておかなければならない。

3.36. 緊急時の準備と対応の取り決めの範囲と程度には、次の事項を反映させなければならない。

- 原子力または放射線緊急時の発生可能性及び考え得る影響
- 放射線リスクの特性
- 施設と活動の特質と場所

上記の取り決めには次の事項を含む。

- 異なる防護措置をいつ講じるべきかを決定する際に用いられるあらかじめ設定された基準一式
- 緊急時において、現場の人及び必要に応じて公衆を防護し、情報を提供する措置を講じる能力

3.37. 緊急時対応の取り決めに作成する際、合理的に予測可能なあらゆる事象を考慮しなければならない。緊急時計画は定期的に訓練を行い、緊急時対応で責任を負う組織の準備を確実なものにしなければならない。

3.38. 緊急時において早急な防護措置を即座に取らねばならないような時は、十分な説明による同意に基づき、緊急時の作業者は、通常適用される職業線量制限を超えるが、あらかじめ規定された値までの線量を受けることが許容される。

原則 10: 現存又は規制されていない放射線リスクの低減のための防護措置

現存又は規制されていない放射線リスクの低減のための防護措置は、正当化され、最適化されなければならない。

「日本語翻訳版 IAEA 安全基準 人と環境を防護するために 基本安全原則 安全原則(No. SF-1) 国際原子力機関(2008年 12 月 独立行政法人 原子力安全基盤機構)」から引用
原典:「IAEA Safety Standards for protecting people and the environment Fundamental Safety Principles Safety Fundamentals(No.SF-1) IAEA(International Atomic Energy Agency)」